



# オレンジ通信

<http://bkan-hokuriku.info/>

全国B型肝炎訴訟北陸原告団・弁護団

〒920-0931 石川県金沢市兼六元町 9-40

金沢合同法律事務所

発行日：2018年1月19日 第11号

連絡先 富山 076-423-2466 富山中央法律事務所／金沢 076-221-4111 金沢合同法律事務所／福井 0776-30-1371 泉法律事務所

本年も  
よろしく  
お願い  
いたします

2018



今年は、原点に戻り大事な基礎作りにコツコツと励み、縁の下の力持ちになれるよう努めます。なにより健太康第一。笑顔で元気な一年を過ごしたいです。代表 川上ゆきえ

今年は成年なので、犬馬の労を惜します、感染拡大の防止や偏見差別の防止に取り組んで参ります。ご協力の程、宜しくお願い致します。

副代表 袋井

ことしも交流会等に積極的に参加し、出席した方々と意見交換することで知識を深め、不安の解消と気持ちの安定に努めようと思います。

世話人 塚田

B型肝炎による膜性増殖性糸球体腎炎が進行して人工透析に。雨にも負けず風にも負けず、現実にも負けず、持ち前の明るさと前向きな性格で乗り切ります。

世話人 中岡

今年は「戌犬（つちのえいぬ）の陽の土」にあたり、良い方に向ければ、悪い方に転び、悪い方に向ります。残された課題に慎重に対応し、確実に前進していくと思います。

世話人 矢来

今年は、少しでも皆様のお力になれるように「聴くこと」を大切に行いたいと思っています。

世話人 篠原

本年も皆様に楽しく読んでいただきやすいオレンジ通信作りを心掛けていきます。

世話人 藤田

## 「肝炎患者支援ハンドブック」を作成しました！



このたび、北陸原告団・弁護団では、「肝炎患者支援ハンドブック」を作成し、北陸三県の肝疾患連携拠点病院、専門医療機関、保健所等に配布しました。

ウイルス性肝炎患者のみなさまを支える福祉制度、給付金制度は様々存在していますが、「全体像が分からぬ」というお声をいただきました。その原因は、医療費助成の制度は保健所等が窓口となり、障害年金については年金事務所等が窓口となり、身体障害者手帳制度は自治体が窓口となり、給付金制度については弁護団等が窓口になるなど、それぞれの制度ごとに窓口がバラバラで、さらに、自治体独自の制度もあったりして、全体像を把握するのに適した資料が見当たらなかったことがあります。

そこで、北陸原告団・弁護団では、「ウイルス性肝炎患者を支える全ての制度を一冊に。」をコンセプトに「肝炎患者支援ハンドブック」を作成いたしました。このオレンジ通信に同封して、原告のみなさまにお送りいたします。

現在、弁護団員が手分けして、北陸三県の肝疾患連携拠点病院、専門医療機関、保健所等に配布を行っており、概ね、配布が完了いたしました。病院や保健所等を通じてウイルス性肝炎患者のみなさまにお渡しすることを想定しています。ウイルス性肝炎患者「一人に一冊」配布し、すべてのウイルス性肝炎患者のみなさまが、給付金制度を含め、必要な支援制度をスムーズに利用できるようにしたいと考えています。

「肝炎患者支援ハンドブック」はNHK富山や各種新聞でも報道され、医療関係者や行政職員からも「こういう資料が欲しかった。」と大変好評をいただいている。今後、当然、支援制度の改正に合わせ、改訂していく予定です。

我々の粘り強い運動の結果、来年度に開始される見込みとなっている肝がん・重度肝硬変患者の一部に対する医療費助成制度も、国会で予算承認されれば、当然、ハンドブックに盛り込み、改訂する予定です。改訂に際しては、関係者のみなさまのご意見もいただき、より良いハンドブックにしていきたいと考えております。ぜひ、みなさまのご意見をお寄せいただければと思います。【弁護士西山貞義】

# 肝炎サポート国民大集会、開催！



2017年11月16日、東京国際フォーラムに全国各地から約1200名の原告・弁護士等が集まり、肝炎サポート国民大集会を開催しました。北陸からも、原告等約25名、弁護士6名が参加しました。

我々原告団・弁護団は、長年にわたり「肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成制度の創設」を求めて、国会請願署名運動等に取り組んできました。3年越しの粘り強い活動が実り、一昨年には国会請願が衆参両院で全会一致で採択され、そして、ついに、昨年夏には、厚労省が、肝がんの一部について医療費助成制度を創設する旨の概算要求を発表し、現在、来年度での実現に向けて、予算の国会承認が正念場を迎えています。先日閣議決定された予算案によれば、肝がんと重度肝硬変患者の一部について医療費助成を行う制度となっているようです。限定的でも医療費助成の制度が創設されようとしていることは大変大きな一歩ですが、他方で、今回、実現に向けて動いている医療費助成制度は、肝がんと肝硬変患者の中でもごく一部の方しか対象にならないなど我々が求めてきた肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成制度とは相当隔たりがあることも事実です。

今回の肝炎サポート国民大集会は、このような状況の中、2018年度中のさらなる重症者医療費助成制度の創設を求めて、原告団・弁護団や関係団体が結束するため開催されました。合わせて、大集会の前には、原告・弁護士で手分けして、衆参両院の議員事務所を訪れ、今後の活動への協力をお願いするなどしました。

大集会では、厚労省肝炎対策推進室長が「肝炎対策の歩みと今後の課題」と題して報告。「今年は診療報酬の改定等があり予算が取りにくい状況ではあったが、これまでの患者団体等との関係もあったことから、肝炎対策内で予算調整し、さらに、他の部局とも予算調整を行い、医療費助成制度創設のための予算確保にこぎ着けることができた。」などと生々しいお話を聞くことが出来ました。

さらに、「肝炎治療の最前線」と題して、国立国際医療研究センター肝炎情報センター長の考藤達哉先生にご講演をいただきました。講演では、B型肝炎についても5年以内の実用化を目指し新薬の開発が積極的に行われていることや肝硬変の治療薬については現在臨床試験が進められていることなど大変貴重なお話をうかがうことができました。我々の要求は着実に実現に向けて動いています。今後も、原告団・弁護団、一致団結して活動に取り組みましょう。【弁護士 西山貞義】

## 参加原告の感想

特別国会が始まり衆参両院の議員の行動も慌ただしくなってきたようです。

時期を同じくし、私達、全国B型肝炎原告団弁護団主催の東京肝炎サポート国民大集会が開催されました。集会を前に国会行動として議員事務所を訪れ、医療費助成の請願を実現のお願いに回りました。

国会行動は、私にとって初めての体験でしたので、議員事務所では大変緊張しました。空港ほどではありませんが。携帯品のチェックとボディチェックを受けていよいよ各議員に会うために各議員事務所を目指しました。しかし、私達4名の意気込みとは反対に議員に会えたのは1名の議員だけでした。他の議員は外出中であったり、秘書が対応をしてくれました。馳議員や議員秘書に更なる医療費助成とB型肝炎患者の恒久対策を求めました。議員本人に会えたのは馳議員だけでしたが、医療費助成の必要性を訴えました。特に私たちはがん保険に加入出来ないとの川上代表の発言には馳議員は驚いていたようです。私は、切々と訴える川上代表の言動に熱いものが込み上げてきました。議員はどのように受け止められたのでしょうか。

少々疲れた頃に山田議員の秘書が対応してくださいり、話を親身に聞いてくださいり、秘書がいれて下さった冷茶の美味しさが忘れられませんでした。【石川県 N・H 70代】

11月16日に東京で開催された肝炎サポート国民大集会に参加させて頂きました。国立国際医療研究センター考藤氏による講演では、現在は腹腔鏡で肝生検を行っていますが、MREと言う検査法だと身体にも負担がかからず肝線維化を画像にて確認することが出来ることや、医学の進歩や治療薬の研究成果によりB型肝炎もC型肝炎同様少しづつではありますが「治る疾患」になって来ていると報告があり、病気で苦しんでいる患者様に明るい未来が見えてきたことを実感しました。今回、肝炎サポート集会に参加して本当に勉強になりました。【福井県 50代 男性】



肝炎サポート国民大集会に参加をして、ここまで全国的な規模にまで盛り上がってきたのは、弁護団の先生方と原告団の田中代表や原告団の方々の努力による賜物だと理解し、感謝致します。

今回の大集会の中で、国立国際医療研究センターの肝炎情報センター長 考藤達哉先生の講演「肝炎治療の最前線」では、新薬の開発の苦労話や肝臓の検査機器（フィブロスキャン）などの話が聞けました。

現在、B型肝炎の画期的な「創薬」も実現に向けて前進しているとのお話を聞きました。

この事は、B型慢性肝炎や肝硬変、又は肝癌で通院治療を受けておられる方々には朗報ではないかと思われます。

また、活動の一環として、大集会の前に、北陸原告団・弁護団は北陸三県の地元の国会議員へこれまでの成果に対する感謝と今後、さらに、原告団の声を国会に届けて頂く事をお願いしてきました。〔福井県 60代 男性〕



## 裁判での「意見陳述」ご紹介



〔福井県・男性〕

私がB型肝炎ウイルスの感染を知ったのは、平成16年、39歳のときでした。体調不良で近所の病院で受診したところ、総合病院を紹介され、すぐに入院になりました。入院期間中、主治医からB型肝炎ウイルスに感染していること、肝がんが発症していることを告げられ、強いショックを受けました。自分がB型肝炎ウイルスに感染しているということすら知らなかつたため、肝がんの発症という宣告はあまりにも突然でした。

私の肝がんの病態は深刻なものでした。後から聞いたところ、妻は最初の入院時に「旦那さんの余命は長くない」「覚悟をしておいて欲しい」と主治医から説明を受けたそうです。私自身は主治医からその説明は受けませんでしたが、肝がんという病名を聞いていただけでも、「長くは生きられないだろう」と、覚悟を決めざるをえませんでした。当時は子どもも小さく、とても辛い思いを感じました。妻も、同様に辛い思いをしたんだろうと思います。

肝がんの治療は、インターフェロン治療にはじまり、静脈瘤切除の内視鏡手術等々、多岐にわたりました。平成16年の最初の入院以降でこれまでに15回程度は入院を経験しています。治療が始まった当初を思い返すと、肉体的な辛さよりも、経済的な面での悩みが印象に残っています。平成16年頃にはウイルス性肝炎に関する医療費助成もなく、高額な医療費を負担せざるを得ませんでした。加えて、当初は休職扱いにもらえた仕事も、治療が長期化して退職せざるを得なくなりました。収入は減るのに、高額な医療費で支出が増え、家計には大きな負担がかかっていました。妻には、経済面でも辛い思いをさせました。

治療が一段落ついてからは職場に復帰しましたが、今でも入院のたびに仕事を休まざるを得ません。直近では、平成29年3月に10日間ほどの入院を余儀なくされました。

入院治療だけではなく、ゼフィックス等の投薬、2か月に1度の血液検査、年に2回程度のCT、胃カメラの検査は欠かせず、肝がん治療に伴う時間的拘束や経済的負担は相応にあります。これからも、このような検査や治療は一生続いていきます。

今回和解が成立することには安堵していますが、この機会に、国に対して2つ、お願いをしたいことがあります。

1つ目は、重篤な肝疾患患者に対する医療費助成の拡充を早期に実現させて欲しいということです。私の経験を振り返っても、病気で働けないことによる収入減少と、高額な医療費負担による支出増大という経済面の打撃が、肝がん発症後で一番苦しかったことです。和解によって給付金が支給されるとはいっても、このような経済的負担がすべて解決されるわけではありません。是非とも、重篤な肝疾患の患者に対する医療費助成拡充を早期に実現させてください。

2つ目は、B型肝炎ウイルスに対する正しい知識を社会に広めて欲しいということです。B型肝炎ウイルスは、日常生活における接触ではほぼ感染しないはずですが、社会一般ではそのことが十分には知られておらず、偏見・差別が根強く残っています。私も、職場で、B型肝炎のことを、直属の上司以外の同僚には言えないでいます。日常生活ではほぼ感染しないということがもっと広く知られれば、今ほどの負い目を感じずに生活が出来ると思います。国において、今後とも、B型肝炎ウイルスに関する正しい知識を広める施策を実施してもらいたいと希望します。

(2017年7月24日弁論期日にて陳述)



## 裁判での「意見陳述」ご紹介



[石川県・男性]

今日の和解に当たりまして私の人生で肝炎ウイルス感染がどのようなものだったかを述べたいと思います。家族を持って仕事の働き盛りで、人生、これからと言う30代に入って生活も充実した日々を送っていた時でした。体がだるくなつて熱が出てきてとても仕事に行けなくなりました。早速病院で診察したところ「急性肝炎」といわれて入院をさせられました。それからは暗い谷間を這いずり回るような毎日が続きました。入院して肝生検では24時間の絶対安静で生理作用もままならない体験をし、酷い思いをしました。それからは投薬治療もなくひたすら栄養と安静で肝機能の安定を待つ日々でした。職場では事業発注で現場の指導監督も出来ず多くの同僚の皆さんに迷惑をかけることになりました。そのような状態が半年も続きました。

その後、退院はしてもなお1年近くはまともに勤務できませんでした。職場ではこれから要となつて働く立場から一転、迷惑者になりました。給料は低下して収入は減りました。その頃、私の家庭でも自分だけでなく長女が腎臓の病気になり入院をしてしまいました。そのため家族が病院で暮らすような状態になりました。妻は二女を病院から保育所へ送迎して職場へ通いました。

このように仕事も家庭も混乱して一時は破滅かと思いました。今思つてもその時の痛みは抜けません。幸いにも主治医の熱心な治療と周りの皆さんの温かい支援で切り抜けることが出来、今日の日を迎えていました。

その後、体調の管理に気を付けて毎年定期的に肝臓や胃カメラ検査等をしてきましたが2年前の検査で医者から胃がんの診断がされまして胃の全摘出をしました。そのため抗がん剤の服用を言われましたが、B型肝炎ウイルス保持者である私はウイルスへの対処のためバラクルード剤をこれから一生飲むことを指示されました。高価な投薬の経済的負担と生活への不安は突然のことであつたが、生きるためにそのことを選びました。

今回、発病から20年以上経過していたことから、除斥期間経過ということで和解することになりました。除斥期間が経過したといつても、闘病の苦しみや辛さについて私の記憶から消えることはなく、国がその償いをしてくれないことを腹立たしく思えます。

これから、残りの人生について抗ウイルス剤の服用を続けなければならず、また、新たな肝ガンや関連症例の発症について、経済的、精神的な負担が心配です。国には安心して残りの人生が送れますように、特段の配慮をお願いしたいです。

また、これからも、私だけでなく、多くの感染者が困らない様、重ねて支援を要望します。B型肝炎ウイルスは無くならず、それぞれの体内に潜伏して休眠しています。そのため今後とも常に再発への不安と余病を心配する生活を強いられています。再発後は高ウイルス薬の投与は一生付きまといます。公的給付もありますが経済的負担や精神的重圧は消えません。

発病から20年が経過したといつても、ウイルスの不安を消してくれるものではありません。

今後は、除斥期間経過後のB型肝炎感染者の実情を知つてもらい、国には公正な救済を求めるとともに、裁判所には、迅速で公正な裁判をしてもらいたいと思います。

(2017年2月13日弁論期日にて意見陳述)

## 福井原告交流会を開催しました



2017年10月29日午後1時から、福井県総協ビルで今年2回目の原告交流会（福井）を開催しました。

今回は、福井県肝炎対策協議会に対する取り組み、金沢大学医学部での患者講義、新しい医療費助成制度案などについて報告や協議を行いました。ドクター・ズーの清水医師にも参加していただきました。

参加者の皆さんには新しい医療費助成制度案などそれぞれの報告に関心をもつていただき充実した協議ができました。

もっとも、参加頂いた原告さんの人数がやや寂しかったので、今後は、たくさんの方々にご参加頂けるようより充実した内容にしていきますので是非ご参加いただければと思います。【弁護士 園山達紀】

# 除斥問題で全面勝訴判決獲得！【福岡地方裁判所】



2017年12月11日、福岡地方裁判所において、国が、「除斥期間」の経過を指摘して「損害賠償請求権が既に消滅している」と主張して争っていた原告の方2名について、全面勝訴判決が言い渡されました。

この2名の原告の方は、提訴の20年以上前にHBe抗原陽性の慢性肝炎を発症しています。その発症時点を起算点にすると、「不法行為の時から二十年を経過したとき」は損害賠償請求権が時効によって消滅する(これがいわゆる「除斥期間」)旨定めている民法724条後段の規定により、法的には、損害賠償請求できなくなるのです。実際、被告国は、同条の規定に基づき、このようなとても理不尽な主張を展開していました。

しかし、今回の2名の原告の方は、その後、HBe抗原陰性の慢性肝炎を「再発」しており、その再発時を起算点にすると、未だ除斥期間である20年を経過していないのです。つまり、損害賠償請求権は未だ消滅していないと解釈すべきなのです。そのため、全国原告団・弁護団では、まずは、この原告2名の方について、福岡地裁において、全国に先駆けて国と争っていました。

今回、福岡地裁は、我々原告団・弁護団の主張を全面的に認め、全面勝訴判決を言い渡しました。

もっとも、我々原告団・弁護団の「控訴するな」の申入れを無視して、国は、不当にも、控訴しました。

今後、舞台を福岡高等裁判所に移して再び国と争うことになります。

20年以上も長く苦しんだ人が救済されないという「除斥」の制度は、極めて理不尽であることは明らかです。

しかし、民法上、除斥期間が明確に規定されてしまっている以上、「除斥」の壁を容易に突破することはできません。これからも、ご支援のほど、よろしくお願ひいたします。【弁護士西山貞義】

## 参加原告の感想 『12月11日の判決を聴いて』 富山県・原告

今回の認容（勝訴）判決は至極当然の結果であって何ら不可解なことではないと思います。正義が勝ったその一言に尽きると思います。より長く苦しんだ者が不利な状況に置かれる、そんなことがあっていいのか、いいはずがない、もしそんなことがあったらこの世の中何を信じて生きていけばいいのか解からなくなる。

当たり前の結論。ただ正直なところ不安はありました。しかしながら正義は勝った。人生まだまだ捨てたもんじゃない。私も除斥対象だと言われています。16歳から、この病に苦しんできて、多くのものを失い今日まで来ました。私は闘う覚悟を固めました。原告団・弁護団のみなさま、力を貸してください。希望の光を勝ち取って次に繋げるために、宜しくお願ひ致します。今回は色々とありがとうございました。

## NO.3 我らの！弁護団員のご紹介

よしかわ けんじ  
**吉川 健司** 弁護士（泉法律事務所）【役割】福井事務局

我らの弁護団員のご紹介をいたします。弁護士の意外な一面を知ってより一層親しみをもっていただければと思います。



- ① 北陸弁護団での役割は？…福井事務局（福井での弁護団会議の準備、原告交流会の準備、原告の担当割振りなど）をしています
- ② 好きな食べ物は？…パン
- ③ 趣味は？…ジムに通うこと、サッカー観戦
- ④ 今まで1番嬉しかったことは？…嬉しい場合の比較は難しいのですが、あえていうなら司法試験に合格したことでしょうか
- ⑤ 一目惚れをしたことは？…記憶している限りではありませんが、幼少期はいろいろあったようです。
- ⑥ 弁護士になろうと思った理由は？…父親（弁護士）の影響と、学生時代に過労死の遺族の方のお話を聞いて、弁護士として過労死をなくすため何かしたいと思ったからです。
- ⑦ 最後に一言…被害者の方全員の救済を目指して頑張ります

# 今後の主なスケジュール



## 【裁判期日】

### 金沢地裁

日 時：次回 2月 15日(木)午後 1時半～  
次々回 5月 17日(木)午後 1時半～  
場 所：金沢地方裁判所 202号法廷  
※裁判期日はどなたでも傍聴できます  
※裁判期日後には、報告・交流会を開催いたします

### 富山地裁

日 時：次回 4月 16日(月)午後 1時半～  
次々回 7月 23日(月)午後 1時半～  
場 所：富山地方裁判所 1号法廷  
※裁判期日はどなたでも傍聴できます  
※裁判期日後には、報告・交流会を開催いたします

## 【その他の主な活動予定】

- 3月 3日(土) 13時半～  
全国恒久対策原弁会議@横浜ランドマークタワー25階
- 3月 18日(日) 医療講演会・原告交流会@富山
- 6月 24日(日) 原告団代議員総会@東京

### B型肝炎訴訟の提訴者数・和解者数

(2017(平成29)年11月14日現在)

【全国】提訴者数 25,591人(被害者数 23,416人)

和解者数 18,876人(被害者数 17,069人)

【北陸】提訴者数 661人(被害者数 593人)

和解者数 461人(被害者数 403人)

## 知って役立つ豆知識

寒くなるとみかんの季節ですが、今回はみかんの仲間、グレープフルーツのお話です。グレープフルーツの中にあるフラノクマリン類という成分が、小腸の分解酵素の働きを邪魔して、薬の分解を遅らせるため、薬の効き目が強くでてしまい、副作用が現れる可能性が高くなります。

グレープフルーツと飲み合わせが悪い薬の代表例は主に、「高血圧薬」「不眠症治療薬」「免疫抑制剤」「高脂血症治療薬」の一部が該当します。同じタイプのお薬でも、影響がないお薬も多くあります。

どれぐらいの時間をおいた方が良いかは一概には言えません。完全に代謝酵素の影響が回復するには数日必要とされています。そのため、飲み合わせが悪いとされているお薬を服用している場合はグレープフルーツの摂取は避けたほうが良いでしょう。同じ柑橘系でも食べても問題ないとされている、みかんやレモン、オレンジなどを食べるようしましょう。

なお、グレープフルーツとご自身が服用されているお薬の具体的な飲み合わせなどについては、主治医や薬剤師などにお問い合わせください。



## カウンセリングを行っています

B型肝炎に関する悩みを臨床心理士がお聞きします。相談料は無料で、匿名での相談も可能です。

**無料相談ダイヤル 0120-882-237** 毎週2回(日曜日・月曜日) 相談時間 10:00~13:00、13:30~16:30

※本事業はメンタルヘルス（心の健康）に関するものです。裁判手続きについては各地の弁護団に、治療については医療機関にご相談ください。

## 編集後記

今号から編集後記のコーナーをもうけることになりました。編集者の「つぶやき」を100字程度で表現するのですが、もうこれだけで80字ほど使っています(笑)本格的な「つぶやき」は次号にお預けです(笑)【西山】

年明け早々大雪が降りましたね。福井市内では69cmの積雪でした。雪が降らない広島出身なので雪が降ると嬉しいのです。子どもは大はしゃぎです。さすがにこれだけ降ると雪かきが大変です

【村上】

金沢に帰郷して早8年。子どもの頃に比べ、ずいぶん雪が少なくなったと感じていましたが、今シーズンは例年より雪が多いように思います。年始に雪かきをしていたところ、腰が…。皆様もお気を付けください。【中澤】